

## 検討ワーキンググループ運営要領

(検討ワーキンググループの運営)

第一条 検討ワーキンググループの会合の議事手続その他の検討ワーキンググループの運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(検討ワーキンググループ座長)

第二条 検討ワーキンググループ座長(以下「座長」と呼ぶ。)は、検討ワーキンググループの事務を掌理する。

2. 座長が検討ワーキンググループに出席できない場合は、検討ワーキンググループの構成員(以下「構成員」と呼ぶ。)から座長の指名する者がその職務を代理する。

(検討参加者の欠席)

第三条 構成員が検討ワーキンググループの会合を欠席する場合は、代理人を検討ワーキンググループに出席させることはできない。

2. 検討ワーキンググループの会合を欠席する構成員は、座長を通じて、当該検討ワーキンググループの会合に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第四条 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

(審議内容等の公表等)

第五条 検討ワーキンググループは非公開とする。

2. 会議資料は、検討ワーキンググループの終了後に公表する。ただし、座長の判断により、公表に適さないとされた部分については、理由を明確にした上で非公表とする。

3. 議事概要は、非公表情報を除いて公表する。

(雑則)

第六条 この要領に定めるもののほか、検討ワーキンググループに関し必要な事項は座長が定める。